

大阪・関西万博「大阪ウィーク」催事出展業務委託仕様書

1 業務委託名

大阪・関西万博「大阪ウィーク」催事出展業務委託

2 業務目的

市内企業が、大阪・関西万博における大阪ウィーク「レギュラーイベント」(以下「万博イベント」という。)に参加し、事業内容やものづくりの魅力を発信するワークショップ、物販、展示、その他体験等のイベントを開催するにあたり、そのイベントの開催に必要な物品等の準備、会場装飾、財産保険の加入等を実施し、万博イベントを円滑に実施することを目的とする。

3 万博イベント概要

参加企業	『極の守の会』の会員企業5社 ※平成28年度に作成した守口市内の優れたものづくりの技術を有する企業を紹介する「極の守」の掲載企業のうち18社が、令和4年8月に結成した団体。
参加日程	令和7年9月15日(月祝)、16日(火)、17日(水)
開催時間	午前10時～午後4時
場所	大阪・関西万博会場内 ギャラリーWEST 屋内展示室2(約100㎡)
内容	①ワークショップ及び物販 ・卓上のプラスチック彫刻機を使用したオリジナルプレート製作・販売 ・卓上の金属切削加工機を使用したオリジナルグッズ製作・販売 ・特殊加工を施したシール等の販売及び貼付け体験 ・オリジナルの樹脂切削加工品及び金属切削加工品の販売 ②展示 ・金属切削加工フィギュアの展示 ・自社開発装置(キャッパー機2台)の展示・体験 ③その他体験 ・大型三輪電動アシスト自転車の乗車体験

4 業務期間

契約締結の日から令和7年10月17日(金)まで

5 業務実施場所

2025 年日本国際博覧会会場(夢洲) ギャラリーWEST

6 業務内容

令和7年9月 15 日(月祝)、16 日(火)及び 17 日(水)に開催される万博イベントを円滑に実施するため、以下の業務を実施する。また搬出入の時間については、以下の時間帯で市が指定する時間とする。

①搬入・設営時間 令和7年9月 15 日(月祝) 0時～9時

②搬出・撤去時間 令和7年9月 17 日(水) 19 時～24 時

・搬入時及び搬出時の車両は最大2台(大型車両1台、乗用車1台)とし、大型車両は 10tトラックまで会場内に入場可能。

・参加企業及びギャラリーWESTで催事を行う他団体も同時刻に搬出入を行うことから市が指定した時間内に設営・撤去を完了すること。また、車両入場ゲート通過までに時間を要する可能性があるため、市が指定した時間から搬出入を開始できるよう市と調整を行うこと。

・なお、搬出入に係る必要な手続きは、市に確認の上、適切な手続きを行うこと。

(1) 備品リース

各出展が、それぞれのイベントを実施するにあたり、以下のとおり、必要な備品を準備し、当日の会場に設置する。

備品	個数
長机(1800mm×450mm)	20 脚
パイプ椅子	40 脚
パーテーション(2,100mm×900mm)	20 枚
チェーンパーテーション (1セット:ポール2本・チェーン1本)	30 セット
サーキュレーター(単相 100V 以下)	10 台

(2) 装飾関係

①会場内では、5社を5つのブースに分ける予定であり、それぞれ企業がどのブースを担当しているかがわかりやすく、来場者に興味を持ってもらえるように、以下のとおり、各ブースの装飾を行う。なお、ブース装飾の内容に係るデータについては、参加企業と調整すること。

内容	個数
看板(それぞれの企業名を記載)	5枚
のぼり及びウエイト(1社あたり2枚)	10 個
タペストリー(1,456mm×1,030mm)1社あたり1枚	5枚
タペストリー(594mm×420mm)1社あたり6枚	30 枚

②万博イベントを広報するため、以下のとおり、会場内外の装飾を行う。製作にあつては、極の守の会や万博イベントを広報する内容とし、色や仕様等の詳細については、市と協議の上で決定する。

内容	個数
バナースタンド(3,000mm×2,500mm)及びウエイト	1セット
横断幕(3,000mm×900mm)	1枚
受付用テーブルクロス(3,200mm×1,400mm)	1枚
ポスター(594mm×841mm)	20 部

※上記①及び②の電子データを別途、納品すること。

納品場所：守口市役所地域振興課(守口市京阪本通2丁目5番5号)

(3) 財産保険

万博イベントの開催にあたり、以下の財産保険に加入する手続きを行う。

保険契約者	守口市
保険の対象	万博会場内に持ち込まれる機械・設備類など (出展物を含む)
保険金額	対象物の再調達価格
保険期間	万博会場での荷降ろしから、万博会場敷地外への搬出入 のため積み込まれた時まで

7 業務内容

本業務を実施するに当たり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

8 その他

- (1) 業務上知り得た個人情報及び企業情報を紛失し、または業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、機密保持に万全の注意を払うこと。
- (2) 業務実施にあつては、市と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示がない事項及び疑義が生じた時は、市と受託者で協議の上、業務を遂行するものとする。